

介護保険料の平準化について

『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料については、基本的に年金天引きによって納めていただくこととなります。その際、4・6・8月分から天引きすることを『仮徴収』といい、10・12・2月分から天引きすることを『本徴収』といいます。

介護保険料の賦課にあたっては、みなさんの前年中の所得や課税年金額、世帯の課税状況等によって所得段階が決定され、この段階ごとに定められた額が年間保険料額となります。ただし、根拠となる課税内容の確定が6月となることから、年度当初（4月）の時点では年間保険料額が算定できません。もし課税内容の確定を待ってから天引きを開始しようとする、保険料本算定後の10・12・2月の3回で年間保険料額を天引きすることになってしまうため、1回あたりの負担額が増加してしまいます。

そこで、1回あたりの負担額を軽減させるために『仮徴収』という方法が取られます。これは、①前年度2月の天引き額を本年度の『仮徴収』の3回でそれぞれ天引きし、②保険料本算定後に年間保険料額と『仮徴収』で天引きした額の差額分を『本徴収』の3回で均等に割り振って天引きさせていただくというものです。ただし、前年度に年金天引きではなかった場合は前年度所得段階で算定した年間保険料額の2分の1の額を『仮徴収』の期間で割り振ります。

年金天引き額の平準化とは

通常年間保険料額が変わらなければ、1回の年金支給額から天引きさせていただく額はほぼ均等となります。しかし、保険料改定や保険料段階の変更により、仮徴収額と本徴収額のばらつきが生じることになります。

例えば、保険料が前年度と比べて増額になった場合、仮徴収の3回の天引き額よりも本徴収の3回の天引き額が多くなります。これに伴い2月分の天引き額が増えますので、来年度年間保険料額が変わらなければ、1回あたりの天引き額は仮徴収>本徴収となります。さらにその翌年度は仮徴収<本徴収となります。このように、『仮徴収』と『本徴収』の額のばらつきが1年ごとに繰り返されてしまうことになります。

また、このばらつきの幅が大き過ぎて仮徴収期間で年間保険料額を天引きし切ってしまうと、次年度に一旦普通徴収（納付書による納付）になり、再度特別徴収（年金天引き）に戻るというように、徴収方法が何度も変わるようになってしまいます。

こうした額のばらつきを是正するために、年金天引き額の**平準化**を行います。

平準化の方法

平準化は、仮徴収の3回の天引き額と本徴収の3回の天引き額がほぼ同額となるように、8月天引き予定の金額を調整することで行います。この際、仮徴収額が年間保険料額の半額よりも極端に少ない方については、8月分の天引き額が大幅に上昇することになってしまいます。

平準化をすると…

⇒ 本年度の 8 月の天引き額と他の月の天引き額との間にある程度差額が生じますが、10月分以降の天引き額はおおむね均一になります。

